

弁護士の仕事について

1. 裁判所で開かれる法廷（「期日」といいます。）に出席します。
※期日には弁護士が出席していれば足りしますので、ご本人様に毎回出席いただく必要はありません。
2. 期日後数日のうちに、期日の報告書を作成し、ご郵送します。
3. 期日と期日の間に、必要に応じて、弁護士事務所にてご本人様と打合わせをして、次回期日に向けた方針の決定や書面の作成、証拠の整理などを行います。
4. ご本人様の言い分（主張）を文章化した書面（「準備書面」等）を作成します。
5. 裁判所や他方当事者との連絡や書類のやりとりをします。

もちろん、ご本人様からのご質問やご相談には、その都度
応えさせていただきますので、まずは電話等でご連絡
下さい。

以 上